

# かすみがうら市活性化センター生産物直売所 指定管理者候補者の選定結果

## 1 選定委員会実施日

令和4年10月11日（火）

## 2 申請団体の数

1 団体

## 3 選定された指定管理者の候補者

かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず指名により、下記団体を候補者として選定しました。

所在地	かすみがうら市宍倉 6343—2
団体名	かすみがうら市活性化センター運営委員会

## 4 かすみがうら市活性化センター生産物直売所指定管理者選定委員会

出席委員数 10 名（うち外部委員 2 名）

## 5 審議経過

委員会において、施設の指定管理者申請要項及び業務仕様書に基づき、申請書類の提出を求め、効果的な施設の管理運営に資するかどうかを審査のうえ選定しました。

### (1) 審査手順

#### ① 第一次審査（担当部局：産業経済部観光課）

申請書類確認・資格要件等審査・審査及び採点

#### ② 第二次審査（選定委員会）

第一次審査での採点結果をもとに、審査及び候補者の選定

### (2) 選定基準

委員会において決定した選定基準表（採点表）により、第一次審査の段階で採点を行い、その結果をもとに、第二次審査で最終的な審査及び候補者の選定をしております。

また、候補者の選定の対象となるための最低基準は、評点の平均が「過半数を超える点数」を得た場合（100点満点中50点を超えた場合）としました。

上記の選定基準により、厳正に審査した結果、候補者として選定しました。

なお、採点結果については、次のとおりです。

# かすみがうら市活性化センター生産物直売所

審査項目		配点	評価	
			平均点	
1	事業計画書に基づく公の施設の管理運営が市民の平等利用を確保するものであること。	(1)関係法令・条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守されているか。	5	2.50
		(2)利用者本位のサービスが提供されているか。	10	7.50
		(3)使用者の特定化など隔たりがなく、市民の平等利用が確保されているか。	10	6.67
2	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、かつ、公の施設の管理に係る経費の縮減が図れるものであること。	(1)施設の設置目的や性格を十分に反映した計画の内容か。	5	3.33
		(2)計画書の内容を適切に遂行できるか。	5	2.92
		(3)サービスの向上や利用者の増加を図るための具体的な提案があるか。	10	5.00
		(4)適切に施設の維持管理が確保され、かつ効率的な運営がされているか。	10	6.67
		(5)多様なニーズへの対応について、具体的な取り組みがあるか。	10	5.00
		(6)過去の販売実績と比較して、売上げを伸ばす計画としており、かつ実効性はあるか。	10	5.00
3	事業計画書に沿った管理を、安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	(1)事業者又は団体としての経営状況(財政基盤)は安定しているか。	5	3.75
		(2)管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しており、効率的・効果的な管理運営が見込める体制か。	5	2.92
		(3)安全管理や緊急時の対応などについて、意識が高く、取り組みが具体的で対策は適切か。	5	2.50
		(4)個人情報保護及び情報公開について適切に対応できるか。	5	2.50
		(5)施設の運営管理にあたっての意欲・熱意はあるか。	5	2.50
		100	58.75	